

令和8年1月22日

## 発電用水力設備の設置者各位

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ  
電力安全課

### 発電用水力設備における安全確保の徹底について（注意喚起）

令和7年4月6日に新潟県営高田発電所において、発電所へ導水する水圧管路が破断し、水が流出したこと、また、破断箇所一帯で土砂崩れが発生したこと等の事故報告がありました。

新潟県企業局による原因究明の結果によれば、当該事故は以下の経過により土砂崩壊が誘発され、水圧管路が破断したと確認されています。

#### <新潟県企業局の報告に基づく当該事故の経過>

- ✓ 発電所付近の地山は崩壊要因を有する地質であり、長年にわたる降雨や融雪水の浸透により風化が進行し、沈下等の変位が累積していた。
- ✓ 令和7年3月下旬に高温が続き多量の融雪水が地山に浸透したことで、地山が安定性を保てなくなり、水圧管路への土圧が増大した。
- ✓ 土圧により水圧管路が損傷し、水圧管路から漏水が発生。漏水により地山の変位がさらに増大し、土砂崩壊、水圧管路破断に至った。

発電用水力設備の設置者及びダム水路主任技術者等の設備の保安に携わる皆様におかれましては、「発電用水力設備に関する技術基準を定める省令（第25条及び第31条）」に基づき、以下の点を中心に、巡視・点検の強化等、設備の安全確保の徹底に向けた対応を講ずるよう改めて注意喚起いたします。

1. 発電用水力設備の設置場所のうち、破損時に直ちに公衆災害を生じるおそれのある部分について、斜面崩壊が発生しやすい地層や風化等により崩壊しやすい地質・地質構造でないかを確認すること。
2. 確認した結果に基づき、斜面崩壊のリスクに対して適切な措置が講じられている（又はその計画がある）か、また、措置の妥当性について確認した上で、必要に応じて追加措置を実施すること。
3. 発電用水力設備のうち、特に水圧管路部においては、破損時に直ちに公衆災害を生じるおそれのある破損しやすい部分（例：溶接部等）が存在する場合、定期点検等の際に、劣化状況や危険な漏水の有無を確認すること。

（参考1）第24回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会電気設備自然災害等対策WG（2026年1月21日開催）  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan\\_shohi/denryoku\\_anzen/denki\\_setsubi/024.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/denki_setsubi/024.html)

（参考2）県営高田発電所の水圧管路破断事故原因の調査結果について（新潟県企業局ホームページ）  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kigyoshisetsu/takadaps-tekkanhadan-hokoku.html>

（参考3）発電用水力設備における漏水等の異常発生時の対応について（注意喚起）（令和7年4月15日付け）  
[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2025/04/20250415.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/04/20250415.html)